

「へき地学校給食物資供給事業」に関する意見書

高度へき地校「3級・4級・5級」の給食費補助は、「へき地教育振興法」に基づき、文部科学省による「高度へき地学校児童生徒パンミルク給食費補助金」としてスタートしました。その後、独立行政法人日本スポーツ振興センターに委嘱され、「へき地学校給食用物資供給事業」として継続してきています。

その支援事業が2012年度で打ち切られることが、関係団体に連絡され大きな問題になっております。沖縄県内19市町村に対し、2010年度は県内約5,182万円(全国約9,800万円)、2011年度は、県内約4,171万円(全国約7,900万円)、2012年度は、県内約3,600万円(全国約6,600万円)が支給されております。

2012年度で小学生一人一日あたり16円、中学生一人一日あたり17円の補助になり、高度へき地の多い沖縄県は全国の半数以上を占めております。

この支援事業は、離島や高度へき地の学校に通う児童生徒に対して、他の地域の給食と差が出ないように実施されてきました。同センターの積立金を取り崩して事業を継続されてきましたが、2012年度で資金が底をつくために事業の終了を発表しております。

高度へき地の経済格差や食材調達のコスト高等から、県内19市町村はこの補助金を活用して、沖縄本島の学校給食並みの水準を維持してきたところであります。子ども達の食育を配慮し、給食の水準を下げることは絶対避けなければなりません。補助金が皆無になりますと、関係自治体や保護者への負担増が大変懸念されるところです。

つきましては、離島特有の高度へき地校における児童生徒の経済や生活、進路等様々なハンディキャップを抱える現状をご理解頂き、一人ひとり等しく恩恵を受けられますよう早急な対応を望みます。

よって、本市議会は、長年継続してきました「へき地学校給食用物資供給事業」の継続、または同事業に代わる新たな事業を関係機関と連携し、早急に取り組みを図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣